

施設利用に関する確認票（令和7年度入所分）

以下について、該当するものに✓や記入をしてください。

	問	確 認 事 項	回答欄	
父 母 の 状 況	1	父母について、該当するものに✓をつけてください。	父	☐ 同居 ☐ 別居（離婚前提 ・ 単身赴任） ☐ いない（離婚 ・ 死別 ・ 未婚）
		※「別居」又は「いない」の場合は該当するものに○をつけてください。	母	☐ 同居 ☐ 別居（離婚前提 ・ 単身赴任） ☐ いない（離婚 ・ 死別 ・ 未婚）
	2	父母について、町内に住所がありますか？	父	☐ 吉見町 ☐ 吉見町外（市区町村名： ）
		4～8月入所希望→令和6年1月1日現在 9～3月入所希望→令和7年1月1日現在	母	☐ 吉見町 ☐ 吉見町外（市区町村名： ）
	3	現在、妊娠中ですか？ ※「はい」の場合、出産予定日を記入してください。	☐ はい （出産予定日：令和 年 月 日） ☐ いいえ	
4	育児休業取得中の方のみお答えください。	☐ 入所できたら、入所月の翌月末までに職場復帰する。 ※復職後、就労証明書を再提出ください。 ☐ 育児休業を延長できる。 ※入所可能な場合、保留通知書は発行できません。		
	5	入所できなかった場合の対応について、教えてください。 ※こちらに記入した内容は、入所審査に影響はありません。	☐ 就労する。 ☐ 認可外保育施設に預ける。 ☐ 一時預かりを利用する。 ☐ その他（ ） ☐ 就労しない。 ☐ 育児休業を延長する。 ☐ 入社時期を変更する。 ☐ その他（ ）	

以下の記載事項をすべて確認の上、確認欄の□に✓をしてください。確認後、裏面下部の署名欄に署名をお願いします。

	確 認 事 項	確認欄
申 請 書 類	・不足書類がある場合は、提出された書類のみで審査するため、認定や選考に影響が出ることがあります。 ・提出書類で不明な点について、職場やご家庭等に電話してお聞きする場合があります。 ・申請をした時点から、状況が変わった場合は、必ず子育て支援課に連絡してください。 (住所・電話番号・家族構成・就労状況・妊娠等) ・申請書や就労証明書の控えが必要な場合は、必ず事前にご自身でコピーしてください。 ※令和7年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は、保育所等の利用申込書の写しが必要となります。 ・提出していただいた書類は、保育施設に提供することがあります。	□
審 査	・申請児童の人数が定員又は受入可能人数を超える場合、入所できないことがあります。 ・決定後に入所を辞退する場合は、以後年度内の選考は不利になる場合があります。 ・同一世帯において保育料等の滞納がある場合、入所選考は不利になる場合があります。 (既に卒園した児童も含みます。)	□

※裏面もご確認ください。

	確 認 事 項	確認欄
就 労	・就労と認められる条件は、1か月の就労時間が64時間以上であることです。また、金銭が発生しないものは就労と認められません。（ボランティア活動をしている等） ・提出された就労証明書の内容について、申請後も継続しているものとして選考します。 ・提出された就労証明書の内容と、実際の就労状況が異なる場合または変更が生じたにもかかわらず届出がない場合は、入所決定を取り消すことがあります。	☐
求 職	・求職活動を理由に申請し、入所した場合、入所月の翌月末までに就労証明書が提出されない場合は、退所となります。 ・1か月の就労時間が64時間未満についても求職活動とみなされます。	☐
育 児 休 業	・育児休業からの復職を理由に申請をし、入所をした場合、入所月の翌月末までに復職できなければ、退所となります。また、次子の出産等により、一度も復職しなかった場合も退所となります。※復職には有給休暇は含みません。 ・上のお子さんが既に入所していて、下のお子さんの出産に伴い、父母が育児休業を取得する場合、産後休業終了日の翌日から起算して1年までの育児休業であれば、上のお子さんの継続入所を認めています。育児休業を取得してから1年が経過するまでには、下のお子さんの入所申請が必要になります。 ・育児休業を1年以上取得しているにもかかわらず、下のお子さんの申請がない場合は、上のお子さんが退所になる場合があります。ただし、下のお子さんの入所申請をして、入所保留となったことにより、育児休業を延長している場合は、この限りではありません。また、既に上のお子さんが5歳児クラス（最終年度）である場合は、この限りではありません。	☐
入 所 後	・利用開始当初には、認定された時間にかかわらず、お子さんの状況によりお迎えの時間が早くなる場合がありますので、ご了承ください。 ・施設を利用できる時間は「保育が必要な時間」です。「就労」を利用とする場合は、勤務時間に通勤時間を合わせた時間です。買い物、きょうだいの習い事、保育を必要とする事由と直接関係ない時間は含まれません。適正な時間内での利用をお願いします。 ・退所する場合は、退所する月の末日までに「退所届」を提出してください。吉見町から転出する場合も「退所届」が必要です。転出の予定がある方は、子育て支援課へご相談ください。	☐
保 育 料 等	・保育料（利用者負担額）は1か月単位となります。その日の初日に在籍していれば、1日も利用しなかった場合でも、原則、1か月分の保育料がかかります。 ・保育料は保護者等の町民税により決定されます。町民税額は、申請書の税情報等の閲覧に当たって同意いただいた上で、情報を閲覧し確認します。吉見町に課税情報がない方は、提出いただいた個人番号をもとに課税情報のある市区町村へ情報連携を行い、課税額を確認します。 ・離婚しても児童と同居している場合や、別居しても戸籍上離婚をしていない場合（特別な事情を除く）は、父母の課税額を合算し保育料を算定します。また、父母が非課税の場合、同居している祖父母等の課税額を合算し、保育料を算定することがあります。 ・保育所に入所の場合、保育料・給食費は原則、口座振替で町へ納付していただきます。認定こども園、地域型保育施設に入所の場合は、施設で保育料等を徴収します。（支払い方法については、施設から案内があります。）	☐

上記内容を確認、同意したうえで申請します。

申請（入所）児童 氏名

保護者 氏名（自署）
